

京都市告示第 305 号

京都市宝が池公園運動施設条例第10条ただし書の規定に基づき、次のとおりこども体育館の供用日を臨時に変更します。

平成29年8月23日

京都市長 門川大作

臨時に供用しない日 平成29年8月20日（日）から同月25日（金）まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）